

## 瀬戸内市事後審査型制限付一般競争入札実施要領

平成20年5月22日

告示第37号

### (趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市制限付一般競争入札試行に関する要綱(平成20年瀬戸内市告示第36号)第2条に規定する対象範囲において、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象範囲及び入札参加資格)

第2条 事後審査型入札の対象範囲及び入札参加資格は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

### (入札の公告)

第3条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)に、瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)第5条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書(以下「参加申請書」という。)の提出期限及び提出場所

(2) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出方法及び提出場所

(3) 落札者決定方法

### (入札参加申請)

第4条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を、公告に定める期限までに市長に提出しなければならない。

### (開札)

第5条 事後審査型入札においては、入札担当課長又は入札担当課長が指名した者は、最も入札価格の低い者から順位を決定し、かつ、第7条第1項の規定により落札者が決定するまで最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い後日落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

### (確認申請書等の提出)

第6条 市長は、開札後、次条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に確認申請書等の提出を求めなければならない。

2 確認申請書等は、前項の提出を求められた日から起算して2日（瀬戸内市の休日を定める条例（平成16年瀬戸内市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、入札担当課へ持参して提出しなければならない。

3 入札参加者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該入札参加者の入札は、無効とする。

（入札参加資格の審査）

第7条 市長は前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、当該入札参加者が入札参加資格を有しているかどうかを確認申請書等により審査し、審査の結果、入札参加資格を有している場合は、落札決定とする。

2 入札参加資格の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限となる日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

3 入札参加資格の審査結果は、事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果調書により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 市長は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適合通知書によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について市長に対し書面で問い合わせることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。